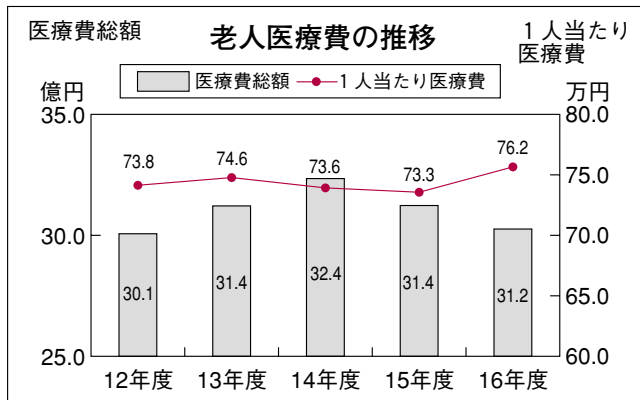
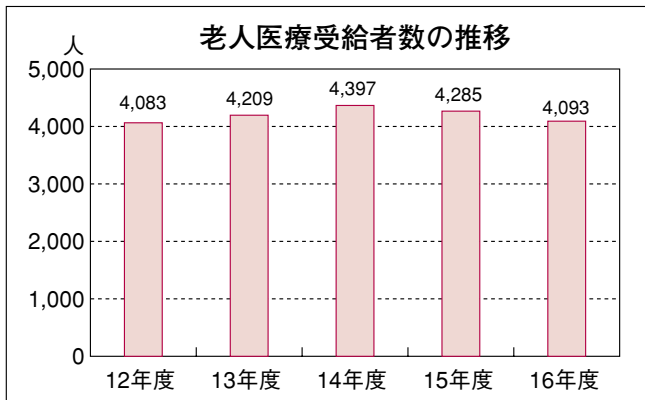




老人医療費の状況

～正しい受診で医療費を大切に～

平成16年度の松前町における老人医療費は、総額31億1,914万1千万円で、受給者1人当たりになると、76万2,067円でした。これを平成15年度と比較すると、医療費総額は受給者が減少したため9.7%の減となりましたが、1人当たり医療費は医療の高度化などに伴い3.9%の増となりました。



※ 老人医療受給者の対象年齢は、平成14年10月から75歳に引き上げられています。

皆さんが窓口で支払う一部負担金以外の医療費は、町の老人保健特別会計で支払いをしています。医療費が増加すると、国民健康保険税の引き上げや自己負担額の値上げなど自分自身の負担も増えることになります。日頃から、医療費を大切に使うように心がけましょう。

医療費を節約するための心がけ

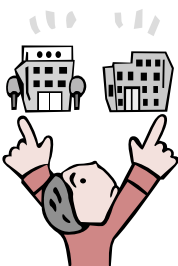
①健康診断を受けましょう

健康診断を受けることにより、病気が発見されることは多くあります。気づかないうちに進行していることもあります。健康診断で早期発見し、治療へと結びつけましょう。



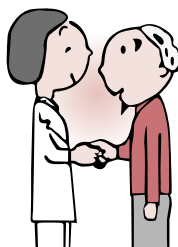
②重複受診はやめましょう

ひとつの病気でいくつものお医者さんにかかる、同じ検査を繰り返す、医療費のムダづかいにつながります。日頃から、健康管理をしてくれる、かかりつけ医を持ちましょう。



③お医者さんの指示を守りましょう

むやみに薬を欲しがるのはやめ、お医者さんを信頼し、指示を守ることが、医療費の節約につながります。



入院時の減額適用を受けるためには申請が必要です！

住民税非課税世帯に属する方は、役場窓口にて申請することにより、「限度額適用・標準負担額減額認定証」が交付され、入院時の一部負担金や食事代が減額されます。

お気軽にご相談ください。

※低所得者Ⅱ

その属する世帯の世帯主及び世帯員全員が住民税非課税である方。

※低所得者Ⅰ

その属する世帯の世帯主及び世帯員全員が住民税非課税であって、その世帯の各所得が必要経費や控除(年金の所得は控除額を65万円として計算)を差し引いたときに0円となる方。

入院時の食事代

○一般		1日780円
○一定以上の所得がある方		1日650円
低所得者Ⅱ	90日までの入院	1日650円
	過去12か月の入院日数が90日を超える入院	1日500円
低所得者Ⅰ		1日300円

問い合わせ

役場町民課保健医療係 ☎985-4107